

# 平成29年度 第8回 日本学童保育学会研究大会 ～宿泊のご案内～

この度は、標記大会が北九州市におきまして開催されますことを心よりお慶び申し上げます。  
さて、事務局様のご推薦により、参加の皆様の便宜をお図りするために、大会期間中の宿泊のお世話を、東武トップツアーズ株式会社関門支店が取り扱いをさせて頂くこととなりました。  
つきましては、下記の取り扱い要項に基づき、受付をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

東武トップツアーズ株式会社 関門支店  
支店長 香月 光一

## ■ 宿泊のご案内（北九州市内） \* 東武トップツアーズの募集型企画旅行となります。

宿泊施設名	食事	部屋タイプ・宿泊料金
ステーションホテル小倉	朝食付	洋室シングル 利用 10,800円(税込)

※部屋数に限りがございますのでお早めにご連絡下さい。

### ★ホテル概要

住所：〒802-0001 北九州市小倉北区浅野1丁目1番1号  
TEL：093-541-7111 FAX：093-512-0345  
総客室数：294室  
チェックイン：13：00 チェックアウト：11：00  
朝食：07：00～10：00（バイキング）  
アクセス最寄駅：小倉駅直結

宿泊施設名	食事	部屋タイプ・宿泊料金
西鉄イン小倉	朝食付	洋室シングル利用 8,500円(税込)

※部屋数に限りがございますのでお早めにご連絡下さい。

### ★ホテル概要

住所：〒802-0003 北九州市小倉北区米町1-4-11  
TEL：093-511-5454 FAX：093-511-5424  
総客室数：570室  
チェックイン：15：00 チェックアウト：10：00  
朝食：06：30～10：00（バイキング）  
アクセス最寄駅：小倉駅から徒歩5分

※宿泊取扱期間・・・平成29年6月9日（金）・10日（土）

※上記宿泊代金は、税金・サービス料金を含むお一人様1泊あたりの金額です。（1泊朝食付き シングル料金）

※別紙申込書の欄にご記入下さい。

## ■ お申込みのご案内

①別紙参加申込書に、必要事項をご記入の上、FAXまたは郵送にてお申込みください。

※お電話での申込、変更、取消は一切お受けできませんので、ご了承ください。

②申込締切…平成29年 5月19日（金）弊社営業時間内必着

③回答書の通知および代金のお支払いについて

- ・回答書（請求書）……平成29年5月26日（金）頃までにFAX又は郵送いたします。
- ・お支払い……請求書に記載されている弊社口座に期日までにお振込み下さい。

## ■ お申込み後の変更・取消のご案内

- ・現地到着以前の変更・取消につきましてはFAXにてご連絡いただきますよう、お願いいたします。
- ・取消料につきましては、下記の通り申し受けます。

旅行開始日の前日から起算して	7日前まで	6日前～2日前まで	前日	当日	旅行開始後又は無連絡不参加・不使用
宿泊取消料	無料	宿泊代金の20%	宿泊代金の40%	宿泊代金の50%	全額

※宿泊当日12時までに宿泊施設に連絡のない場合は、無連絡不参加として取扱い、100%の取消料を申し受けます。

### 〈個人情報の取り扱い〉

弊社は申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お申し込みいただいた旅行における宿泊機関、保険会社等が提供するサービスの手配・受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

### 【旅行企画・実施】

## 東武トップツアーズ株式会社 関門支店

観光庁長官登録旅行業第38号 一般社団法人日本旅行業協会会員 ボンド保証会員

〒801-0834 北九州市門司区本町1-5 PortMojji 壱番館5-7

TEL: 093-321-4002 FAX: 093-321-4007

担当: 江連(えづれ)・田中 営業日・営業時間 平日9:00~18:00 (土日祝日休業)

総合旅行業務取扱管理者: 香月 光一

客国17-042



旅行業公正取引  
協議会 会員



総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。

この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にお尋ね下さい。

**旅行条件** 本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社札幌支店（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）、ならびに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

## 1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 当社は、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めた場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。(2) 所定の方法によりお申込みください。(3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。(4) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

## 2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、募集要項「■お申込みのご案内」の条件によりお支払いいただけます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただけます。

## 3、旅行代金に含まれるもの

募集要項に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

## 4、旅行内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。

(2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増える場合がありますのであらかじめご了承ください。なお、詳しくは係員におたずねください。

## 5、旅行契約の解除

(1) お客様は、募集要項「■お申込み後の変更・取消のご案内」記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

◆ お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。

(2) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

## 6、旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場

合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

## 7、当社の責任および免責事項

(1) 当社は、当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

## 8、旅程保証

(1) 当社は契約書面および確定書面に記載した契約内容のうち、次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日または旅行終了日 ②入場する観光地または観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関等の種別または会社名 ④本邦内の出発空港または帰着空港の異なる便への変更 ⑤宿泊機関の種類または名称 ⑥宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑦前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

(2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

①次に掲げる事由による変更の場合（但し、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）  
ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置

②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

## 9、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中にその身体または荷物に被られた一定の損害について、補償金および見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金 旅行者1名につき15万円以内。

## 10、お客様の責任

(1) お客様の故意または過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。

(3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地において速やかに当社または旅行サービス提供機関にお申し出ください。

## 11、個人情報の取扱い

(1) 当社は、申込みの際提出いただいた申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、申込みの旅行における運送・宿泊機関等が提供するサービスの手配・受領のための手続に必要な範囲内、及び当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続に必要な範囲内、当社と個人情報の取扱いについて契約を締結するそれら運送・宿泊機関、保険会社等に対し、予め電子的方法等で送付することによって提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・外務省その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。このほか、当社では旅行を実施する上で必要な手配を行うため、提携先に個人情報を預託することがあります。また、当社及び当社と提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内、旅行に対するご意見・ご感想の提供やアンケートのお願いなどのためにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。(2) 個人情報の取扱いに関するお問い合わせ、または個人情報の開示、訂正、削除等については、当社所定のお手続きにてご案内いたしますので、取扱店の顧客個人情報取扱管理者へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

## 12、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。但し、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただけます。

## 13、その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(2) この旅行条件・旅行代金は平成29年1月30日現在を基準としております。

(H28.5版)

## ●お申込み・お問合わせは

【旅行企画・実施】 観光庁長官登録旅行業第38号



開門支店

北九州市門司区本町1-5 Port M o j i 番番館5-7  
電話番号 093-321-4002 FAX 番号 093-321-4007  
営業日・営業時間 平日9:00～18:00 土日祝日休業  
一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員  
総合旅行業務取扱管理者：香月 光一



旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。